NPO推進室からのお知らせ

●本誌は、NPOやボランティアの皆様方の情報収集と発信に活用いただくことを目的に創刊したものです。皆様方のニーズに沿った誌面づくりを行ってまいりたいと考えていますので、ご意見、ご要望、情報を是非お寄せください。気軽にご連絡ください。

●本誌の企画は、NPOの皆さんに参画いただく「NPOニュース企画会議」において行っています。今年度の企画委員は次のとおりです。

青海　康男	金沢市民芸術村ドラマ工房ディレクター
赤須　治郎	すてっぷ・あっぷ・21事務局
大舘小夜子	河北潟湖沼研究所理事長
須戸　　哲	自立生活センターハートいしかわ理事
瀧内　寛満	三美会理事
山下　文雄	石川県県民交流課NPO推進室長補佐

●３月に発行予定の次号に掲載する情報を募集しています。団体や活動のPR、会員の募集、４月以降のイベント情報など、他のNPOの皆さんや県民の皆さんにお伝えしたい情報がありましたら、どしどしお寄せください。お寄せいただいた情報はできるだけ掲載してまいりたいと考えていますが、誌面の許容範囲を超える場合には、企画会議において選考のうえ掲載することになります。あらかじめご承知おきください。

なお、政治的、宗教的な内容、個人や特定の団体の利益を目的とする内容のものは、お断りいたします。

＜情報の応募方法＞

団体名、連絡先（住所、氏名、電話番号）をご記入の上、情報を簡潔にまとめて、郵便又はファクシミリでお送りください。

送付先　〒920-8580　金沢市広坂２丁目１-１

石川県県民交流課NPO推進室　　FAX 076-223-9474

Q&A 質問コーナー

「NPOって何?」
「ボランティアとの違いは?」

そんな、NPOに関する疑問・質問にお答えします。

Q　福祉ボランティアに取り組もうと有志が集まったグループです。NPOは非営利活動を行う組織ということを聞きましたが、私たちのグループはNPOと呼べるのでしょうか。ボランティアとNPOに違いはあるのでしょうか。

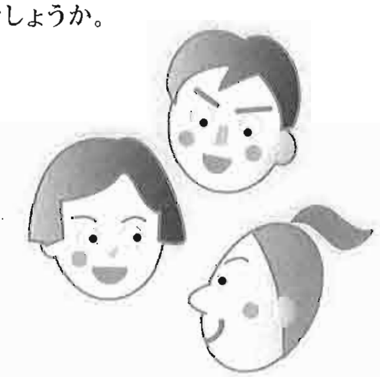

A　「ボランティア＝個人」「NPO＝組織」というイメージを持っていただくと分かりやすいと思います。有志が集まって時々公園や道路の空き缶を回収している場合、これは確かにボランティアですが、NPOとは言いません。では、活動が定例化してきたらどうでしょうか。会の名前をつけたり、メンバーの名簿を作ったり、活動内容を文章にまとめたりするようになるでしょう。この段階になるとボランティア団体やボランティアグループと呼ばれることが多いようです。さらに活動が発展して、会則を定めたり、総会や役員会を開いたり、代表者や事務局機能を置いたりするようになると、これはNPOと言えるでしょう。

NPOは、まず組織であることが大前提になります。会則がある、代表者がいる、事務局機能がある、団体のお金は独立して経理されているなど、組織としての実態が目に見える形で整えられていて、営利を目的とせず、社会公益活動を組織的、継続的に行っている民間団体がNPOと言えます。

自らの意思で社会のために何かしようという点では重なるところもありますが、ボランティアとNPOは、原則的に別のものだと考えた方がよいでしょう。ボランティアは自発的に活動している人、NPOは組織的、継続的に活動している非営利の団体だと理解してください。

なお、石川県では、今後NPOとして成長する可能性のあるボランティア団体やグループも広い意味でのNPOとしてとらえ、これらが自主的かつ自律的に社会公益活動を継続的に行える真のNPOへと成長し、県内各地で活発な活動が展開されるよう、その環境を整備してまいりたいと考えています。

※NPOやボランティアに関するご質問を郵送・FAXにてお寄せください。内容によっては、専門家からも回答をいただきます。

※この冊子は再生紙を使用しております。

編集後記

今回は、創刊号ということで、NPOの皆さんからの情報をあまり掲載できませんでした。
次回の春号（３月発行）では、お寄せいただいた情報をできるだけ多く掲載してまいりたいと考えています。
NPOの皆さんの情報発信の場として本誌の積極的なご活用をお願いします。

石川県県民文化局
県民交流課NPO推進室
〒920−8580 金沢市広坂2丁目1−1
TEL076(223)9113　FAX076(223)9474
URL http://www.pref.ishikawa.jp/kenmin/volunteer/

「いしかわNPOニュース」通巻第1号　平成13年1月15日発行　石川県県民文化局県民交流課NPO推進室　〒920−8580 金沢市広坂2丁目1−1　☎076(223)9113

ISHIKAWA NON-PROFIT ORGANIZATION NEWS

【創刊号】

Vol.1

2001 Winter

いしかわNPOニュース

［巻頭特集］

NPOの自立と支援を考える

西川雄蔵さん/橘　薫さん/森　久規（県NPO推進室長）

- **NPO・市民活動シンポジウム**
  「NPOで何が変わるの。どうなるの。」
- **いしかわNPOフォーラム**
  「NPOへの優遇・支援・期待を考える」
- **リーダーズVOICE/実践講座**
- **INFORMATION**

つながる、
ひろがる、
ふれあう。

石川県

いしかわNPOニュースの創刊にあたって

石川県知事　谷　本　正　憲

このたび、NPOやボランティア活動に関する情報誌「いしかわNPOニュース」を創刊する運びとなりました。

成熟型社会といわれる今日では、人々の価値観が多様化し、公共サービスに対するニーズもますます個別化、多様化する傾向にあります。また、少子高齢社会の急激な進展や環境問題など、本県を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、行政や企業だけでは対応が難しいさまざまな課題が発生しています。

このような状況のもと、社会的使命を果たすため継続的に活動するNPOが、新たな公共サービスの担い手として期待されています。また、行政とNPOが対等のパートナーとして協力することで、より的確で効率的な公共サービスの提供が可能となります。その意味で、NPO活動の促進は、豊かで活力のある地域社会を創り上げていくための重要なキーワードであると考えられます。

そこで、石川県では、自主的かつ自律的に活動するNPOが県内各地に育ち、活発に活動を展開していける環境の整備を目指し、去る８月に「NPO活動の促進に関する基本指針」を策定いたしました。

そして、「いしかわNPOニュース」は、この基本指針を踏まえ、NPOの皆様方の情報収集や発信のための媒体として広く活用していただくとともに、タイムリーで実践的な情報を県民の皆様方に提供していくことを目的に創刊するものです。

本誌は、今後季刊として定期的に発刊する予定といたしておりますが、誌面を通じて、NPOの皆様方が必要とされている情報を的確に提供するとともに、団体や活動のPR、イベントの開催、会員の募集など、皆様方からの情報につきましてもできる限り多く掲載してまいりたいと考えております。

本誌を大いに活用していただき、NPOの皆様方の活動の充実、発展に結びつけていただければ幸甚です。

[特集] NPOの自立と支援を考える

NPOと行政とがパートナーシップを結び成長を

県では去る８月、NPO活動の促進を図るため、その支援の方向性やNPO・企業・行政との協働（パートナーシップ）のあり方を考えた基本指針をまとめました。NPOが自立した活動を展開していく上で、県側にどのような期待ができるのか、いしかわ市民活動ネットワーキングセンター（iネット）の理事・事務局長の西川雄蔵さんと、育児サークルネットワークアドバイザーで風っ子KIDS代表の橘薫さんが、県NPO推進室の森久規室長に聞きました。

自立的な活動を促す側面サポート

西川　先般、学識経験者やNPO関係者による「石川県NPO活動促進検討会議」からの提言を基に、NPO活動の促進に関する基本指針を県ではまとめられましたね。

森　少子・高齢化、環境など、さまざまな問題が私たちを取り巻き、公共サービスに対する社会的なニーズも多様化しています。行政だけの力では対応できない分野もあり、そうしたニーズにこたえられるNPOの役割は、今後ますます重要になってくるだろうと考えられます。そこで、県がNPOに対しどのような支援ができるかをまとめたのが、今度の指針です。

橘　NPO側の要望も反映されているようですね。

森　NPOの特性は、行政の公共サービスより個別的な対応ができ、素早い先駆的な取り組みもできる点にあります。NPOの活動が活発になれば行政にとってもメリットが大きいわけで、県内のNPOの現状に則した支援ができるよう、平成11年度に実態調査も実施し、指針の参考にしています。

橘　県側の支援に対する基本的な考え方を教えてください。

森　NPOの活動に行政からの押しつけがあってはいけませんので、県がもし支援するのであれば、自立的な活動を続けていただけるよう、側面的にサポートすることを念頭に置いています。また、誕生して間もないNPOがあれば、ある程度成長してきて、これからどんどん活動のフィールドを広げていこうとする発達段階のNPOもあるかと思います。それぞれの成長度合に応じた柔軟な支援ができればと考えています。

森　久規（もり　ひさのり）
県県民文化局県民交流課NPO推進室長

フィフティ・フィフティの対等な関係が理想

橘　一律な支援ではなく、個別のNPOの状況によって、支援の質も強弱も変わってくるんですね。

森　NPOは本来、自主的な活動であるべきものですから、無限の支援とはなりません。自立したら、支援は必要でなくなるわけで、県からの支援は、有限・有期的なものであるとご理解ください。

橘　NPO自らの創意工夫や努力による成長を促す、呼び水のようなものだと思った方がいいようですね。

森　そうです。支援というと、どうしても「してあげる」「してもらう」というイメージがあるわけですけれども、行政とNPOとが協働関係、すなわちパートナーシップを結び、そして保ちながら、成長していくというスタンスが必要だと思います。

西川　将来的には、行政とNPOがフィフティ・フィフティの対等な関係で事業を進めていけたらというのが理想ですね。

森　逆に、西川さん、橘さんが県に期待される支援は、どういったものでしょう。

西川　やはり、事業委託ですね。県内のNPOは私たちのiネットも含めてですが、まだこれからという状況です。行政から事業委託を受けることで、色々なノウハウを得ることができますし、ある意味では、活動資金を得ることにもつながります。行政と対等なパートナーシップを築くうえでもNPOへの事業委託は大変重要なことだと思います。それと、NPOが活動するための場所がないこと、人材の不足・育成も問題の一つとなっています。これらのことを根本的に解決するために、県のNPO支援センターの設置を一日でも早くと、みんな待ち望んでいます。

民間と行政の支援センターのすみ分けが必要

森　橘さんはどうですか。

橘　いままでは、助成ひとつとっても行政の側に“平等に”という意識が働いていたと思うんです。けれども、組織やグループの要となるところをピンポイントでバックアップするだけで、全体にその効果が行き渡ることを、育児サークルへのアドバイスをしていて私自身感じていまして、目に見えない要の部分に積極的に資金や人の力を投じるような支援をしてもいいのではないかと思います。

西川　もう一つ付け加えさせていただければ、私たちiネットは民間のサポートセンターなんですが、行政とのすみ分けを明確にできたらと思っています。私たちが、行政と同じような活動してても余りメリットがないわけで、お互いが手をつないで活動していける基盤を作り上げなければならないと思っています。

森　民間の支援センターとのすみ分けの話については、今回の指針の骨格を固める検討会議でも出ていまして、支援の拠点となる場所を構えて、国際交流、福祉、環境といった分野の違う組織を横断的にコーディネートしたり、加賀、能登、金沢の距離の壁を超えて全県をネットできるのは、やはり県の支援センターだろうと意見をいただいています。

橘　わたしは、行政とNPOの間で具体的な公共サービス業務のすみ分けもあってもいいと思います。多胎児のサークルを運営していると、自分たちがしていることと保健婦さんがやっていることが重なる面がありまして、例えば双子、三つ子のいる家庭への訪問を、NPOに委託するようなことも考えられればいいですね。委託する側の自治体が県内にどういうNPOがあるのか把握していれば、そういう委託も可能だと思います。

NPOへの事業委託は、まず「できるところ」から

森　福祉、環境といったもののほかに、農業だとか商工だとか、あらゆる分野で委託を進められるようにならないといけないでしょう。しかし、県、市町村から事業や公共サービスを委託しようとしても、それが委託になじむかどうか、また、NPOが委託業務をこなしていけるかどうかという問題があり、委託は現実的には「できるところから」という感じにならざるをえません。

橘　それと、支援側というか公共サービスに携わる行政全般の人に、NPOに関する研修もお願いしたいですね。どうしてかと言いますと、例えば公共施設の部屋を借りるときに手続きをしますね。その度に、いやな思いをしたりすることが少なくありません。施設を管理する人に無理解があったりすると、せっかくの施設をNPO側が敬遠して使わないということもありえるわけで、そうしたもったいないことにならないよう、行政や公共サービス機関の職員の方へのNPOやボランティアに関する教育も必要だと感じます。

森　県、市町村の自治体職員はもちろんのこと、県民全体への啓発やNPOの周知ということは、これからも力を入れていかねばと考えております。

西川　確かに、NPO活動をされていない人に、NPOは必要なんだよと訴え、理解してもらう必要はありますね。今はまだ、石川県内で25団体しか法人の認証を受けたNPOはありませんが、十年後、二十年後、地域にNPOがあふれかえっているような社会を作っていかなければならないと、iネットの母体であるJC（金沢青年会議所）では考えています。半面、各家庭では「NPOって何？」という会話がまだあるのも現実で、NPOに携わっていない人は、全然見向きもしないところがあります。こういう現状をまず、何か手を打って打開しなきゃいけないと思っています。

NPO活動の活発化が女性の社会参加を促す

橘　NPOは、活動に参加する人にとって、社会に貢献できる生きがいの場でもあるんですけどね。私たちのような子育て支援のグループに参加するお母

橘　薫さん（たちばな　かおる）

育児サークルネットワークアドバイザー、法人格をもたないNPO風っ子KIDS代表。金沢市近郊の育児サークル30ほどのリーダーに、サークル運営のノウハウをアドバイスしたり、元保母としての知識を生かして育児の基礎知識などを学ぶ勉強会を開いたりするほか、双子、三つ子といった多胎児の育児サークルである風っ子KIDSの代表も務める。いしかわ子育て支援財団と、同財団の事業に協力する育児サポーターとのパイプ役としても活躍。

さんたちというのは、最初から社会的貢献を考えているわけではないのですが、活動を続けていく中で、だれかの役に立っているという実感を持てるようになって、社会に積極的に関わっていこうとする意識が芽生えてきます。

西川 女性が仕事と家庭を両立することはとても難しく、現実は「仕事か家庭か」の二者択一をせざるを得ない面がありますよね。

橘 ええ。ですからNPO活動が活発になることは自然な形で社会への男女共同参画を促すことにもなると思っています。

森 他の県のNPO支援センターの利用者状況を見ると結構女性が多く、お子さんを学校に送り出した後、日中の空いた時間を見つけてNPO活動に取り組む人が少なくないようですね。

13年度夏頃までに県NPO支援センターを設置

西川 予算が確定する前で恐縮なんですが、13年度に県が予定されている事業で、ニュースになるようなNPO関連の施策は何かありますか。

森 お二人からお話いただいた課題の中で、活動の場の確保ということがありましたが、13年度夏頃までにNPO支援センターの設置が実現できればと思っております。人材の育成という点では、マネジメント講座を開催したいと思っています。また、県民へのNPOに対する啓発事業はずっと継続的にやっていかなければならないと思っています。

橘 NPO支援センターをいつ、どこの場所に設置するかというのもそうなんですが、運営をどうするかということも、まだ、決まっていないんですよね。

森 はい。先ほど、橘さんが触れられていたように、行政が設置する支援センターでは、平等・公平

ということを常に頭に入れなければならない。すると、臨機応変に、ここに集中的にという対応ができるかどうか分からない。そこで、県は支援センターを設けて場は提供しますが、運営にあたってはNPO等の皆さんに参加をいただいて運営協議会のようなものを設けてはどうかとの意見もあります。これは、皆さんの意見やお知恵を拝借しながらの今後の検討事項です。

橘 12年度の事業なのかな？ NPOニュースもいよいよ発行されますね（笑）。

森 各NPOから寄せられた情報を掲載するスペースもあります。情報発信にぜひご活用ください。

西川 雄蔵さん（にしかわ ゆうぞう）

NPO法人いしかわ市民活動ネットワーキングセンター（iネット）理事・事務局長。iネットは、金沢青年会議所を母体とする、特に人材の育成に力を注ぐ民間のネットワーキングセンターで、NPO法人の認証を受けている。近く、金沢青年会議所内で間借りしていた事務局を金沢市長町に移すそうで、「コピー機、パソコンなども購入し、事務局だけでなく、他のNPOに利用してもらえる事務所にしたい」と話す。

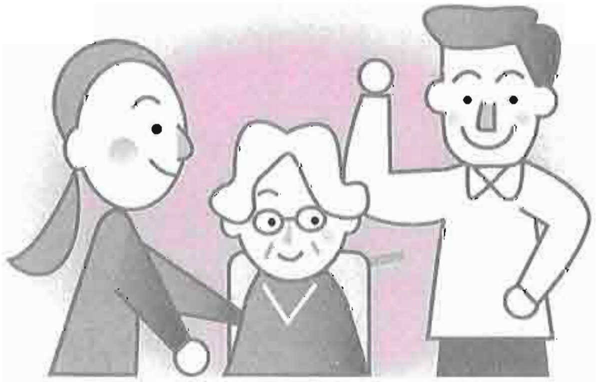

NPO活動の促進に関する基本指針〈抜粋〉

1 指針策定の趣旨

今日の成熟型社会においては、人々の多様な価値観を反映して、公共サービスに対するニーズはますます個別化、多様化しているが、一方では、自由な価値観に基づき社会に貢献したいと考える市民の増加をもたらしている。

また、少子・高齢社会の急激な進展、環境問題の深刻化や厳しい財政事情など、我が国や本県を取り巻く社会・経済情勢の大きな変化の中にあって、行政や企業のみでは解決が難しい様々な社会的な課題が発生している。

このような状況にあって、今後、市民の多様なニーズに応え、あるいは様々な要素が複雑に絡み合った複合的な社会的課題に対応していくためには、市民自らの手で社会的課題を発見し、解決しようとするNPO（Nonprofit Organization＝民間非営利組織）の役割がますます重要になっていくものと考えられる。

豊かで活力のある社会の構築に向けて、今後は、行政、企業とNPOが互いに協働しながら様々な社会的課題に対応していくことが大切であり、県内各地で、自主的かつ自律的に活動するNPOが少しでも多く育つことが望まれる。

2 NPOの意義と役割

定 義

「NPO活動」については、「社会的な使命の達成を目的に、市民が連携し、自発的かつ非営利で行う社会的、公益的活動」としてとらえ、そうした活動を継続的に行っている民間の組織、団体を「NPO」と定義するものとする。

特 性

NPOは、「自主性」、「個別性」、「迅速性」など種々の特性を持っており、行政の持つ公平性や企業の持つ利潤追求という社会的価値にとらわれず、社会的課題に対して、迅速で先駆的な取り組みができる。

役 割

地域に密着し、様々な価値観に基づいて多様で迅速に行動でき、個別的で柔軟なサービスを提供することが可能である。行政では提供が難しい新たな公共サービスの供給主体として、その役割が期待される。

3 NPO活動の促進に関する支援の基本的な考え方

県内のNPOは、小規模で組織・運営基盤が脆弱な団体が多く、現状では、自らが活動を発展させ、社会に働きかけていく力が全般的に弱い状況にあるとの指摘があり、その自立基盤を確立するための支援が求められている。NPO支援の社会的体制が確立していない現状においては、県の支援が必要と考えられるが、NPOがその特性を十分に発揮し、各々の役割を果たせるよう、県の支援は、右の事項に留意しつつ実施していくものとする。

1 自主性・自立性への配慮
2 間接性・側面性の確保
3 可能性の尊重
4 柔軟かつ段階的な対応
5 有限的な対応
6 分野を超えたネットワークづくりの推進
7 協働関係（パートナーシップ）の尊重

4 NPO活動の促進に関する施策

支援施策

①人材の確保と育成
②活動場所の提供
③自立した経済基盤の確立
④情報を受発信する機会の拡充と能力の向上
⑤自ら活動を発展させる環境づくり
⑥NPO活動への理解の向上

協働（パートナーシップ）事業の推進

①役割分担の明確化
②相互認識・理解の促進
③協働の機会づくりと実践

NPO支援センターの設置

①設置にあたっての留意点

支援センターの設置にあたっては、市民やNPOの相互交流を促進するとともに、行政、企業、NPOがNPO活動に関して協働する場とすることを基本コンセプトとするものとする。

②支援センターの機能

支援センターは、基本的には、NPOに関する普及・啓発や地域、分野を超えた全県的、総合的なNPO支援拠点とするものとし、情報、交流、人材育成、広報・啓発、調査・研究などの拠点としての機能を持つものとする。

③支援センターの運営方法

支援センターの運営にあたっては、県と市民、NPOが協働できるような仕組みによるものとし、市民やNPOのニーズに沿った事業展開が図られるよう配慮するものとする。

NPO・市民活動シンポジウム「NPOで何が変わるの。どうなるの。」

基調講演「分権時代の市民活動の役割」

■講演：日本NPOセンター
常務理事・事務局長　山岡　義典
■日時：平成12年8月27日（日）
■会場：県社会福祉会館

県民の皆さんにNPOに対する認識や理解を深めていただき、NPO活動への参加や支援の気運を盛り上げるNPO・市民活動シンポジウム「NPOで何が変わるの。どうなるの」が、去る8月27日、開かれました。基調講演では、日本NPOセンター常務理事である山岡義典氏が登壇し、地方分権が本格的にスタートする中、NPOが現在置かれている社会状況、期待される役割などについて説明しました。

キーワードは「市民分権」

2000年４月１日から地方分権一括法が施行され、それまでの行政の仕組みが変わり、本格的な地方分権の時代に入ったと言えます。しかし、一般の人にはそういった実感がないのが実情でしょう。

国がやっていたことは都道府県へ、都道府県がやっていたことは市町村へ移し、できるだけ市民の生活の現場に近いところで物事を決定していきましょう、というのが地方分権の主旨です。

けれども、国、都道府県、市町村の役割を変えるだけでは、真の地方分権は成立しないと、私は考えます。「市民分権」…つまり、行政がやってきたことをできるだけ市民が独自にやっていくことができないと、本当の意味での地方分権ではありません。地方分権は行政内部の仕組みの変更だけでなく、市民、住民にも関わることなのです。

５年で物事は変わります。この４、５年の間で日本の戦後を作ってきた法律の枠組みが大きく変わっていくことになるでしょう。98年に制定されたNPO法はそうした変革の先駆けと呼べるもので、こうした制度改革によって21世紀は大きく変わります。行政がやっていたことを市民に移行していく市民分権が、今後の社会変革のキーワードになるでしょう。

世間型社会から市民型社会へ

その具体的な変化の仕方を、わたしは「世間型社会から市民型社会へ」という表現で呼んでいます。

「世間」というのは、基本的にとても温かいものです。半面、その一方で「世間に入り込めない」人がいたり、世間に入っている人は「世間を騒がせてはいけない」という側面も世間型社会にはあります。

この世間型社会が、わが国の社会的仕組みの前提になってきたわけですが、これが国際的に通用しなくなり、また若者たちもそういう社会に居づらくなって、市民一人ひとりが独自の生き方をする社会、ある意味で冷たく厳しい社会とも言えますが、そうした「市民型社会」へ移行しつつあると考えることができます。

基調講演の後に行なわれたシンポジウム

NPO法人を「NPC」と呼んではどうか

20世紀から21世紀に時代が変わって、そうした変化はさらに進むだろうと思います。NPOに対する認知も、期待される役割も拡大していくでしょう。

NPOの「O」というのはオーガナイゼーション、すなわち組織です。グループ、つまり単なる有志の集まりとは違います。オーガナイゼーションは、社会的な存在で、社会に対して責任を持ちます。内部に規則を持って、この組織はどういう組織なのか、だれが代表となって責任を担っているのか明確にし、社会の中で行政とも対等に付き合える、企業とも対等に付き合えるしっかりとした組織を作らなければならないというのが、NPOに課せられた課題です。

従来、市民活動団体が法人格を持つのは、とても大変でした。特に財団法人、社会福祉法人など、非営利の法人格を持つのは難しかったわけです。そのため、多くの市民活動団体は、団体としてかなりしっかりしたところであっても、任意団体であるのが普通でした。

でも、「世界的に見れば法人格を持って当然じゃないの」という状況に日本も変わってきています。

役所のコントロールからずっと自由な法人格、しかも非営利というものを作ろうということで、NPO法が出来たわけです。今、日本全体で2500〜2600くらいのNPO法人が出来ていると思います。

アメリカでは、非営利の組織でも法人格を持っていると「コーポレーション」と呼んでおり、いま日本の社会の中でも、NPO法人という、これまでになかった新しい組織が生れてきていますが、法人格をもたないNPOと分ける意味から、これを「NPC」（ノンプロフィット・コーポレーション）と呼んだらいいのではないかと思っています。

最近、アメリカの西海岸地域でNPCの呼称が使われるようになっています。事業体というイメージの強い言葉ですが、私も日本で法人格を取ったNPOをこう呼んでもいいような気がします。

パッションを共有しミッションを遂行する

ここで申し上げておきたい課題が一つあります。NPOの活動の原動力はNPOに参加する個々人のもっているパッション（熱意）です。でも、NPOにはミッションも大切です。ミッションとは、社会的使命。こういうものがきちんとないと組織として成り立ちません。

各NPOがどういう社会をつくっていきたいのか、ミッションが明確でないと、市民活動を組織的に、そして継続的に行っていくことは難しいと言えます。

個人個人のパッションを共有していく過程の中で、ミッションを作り上げていく。これがあってはじめて組織としてしっかりしたものができると思います。

日本には古くからNPO的なものがたくさんあります。現在でも、町内会、婦人会、子供会、青年団などの「地縁組織」がたくさんあります。これらは、従来、世間型社会を構成していたものですが、これら地縁組織のNPO化ないしは、地縁組織とNPOとの協力が、新しい市民型社会を形づくっていくでしょう。

山岡　義典（やまおか　よしのり）
都市計画設計研究所、トヨタ財団、フリーのプランニング・コンサルタントを経て、1996年　日本NPOセンター設立とともに常務理事・事務局長に就任、現在に至る。日本福祉大学客員教授などを兼務。専門は都市計画、民間公益活動論、市民活動論。

いしかわNPOフォーラム 緊急報告会

「いま国会で何が議論されているか」

■講演：シーズ［市民活動を支える制度をつくる会］
事務局長　松原　明
■日時：平成12年11月12日（日）
■会場：地場産業振興センター

多くのNPO法人が活動を続けていく上で、頭痛のタネとなっているのは、おそらくお金の問題…とりわけ税に関することだと考えられます。現在の税制では、NPO法人が取り組む収益事業は、一般の民間企業と変わらぬ法人税の課税対象となっており、社会福祉法人などの公益法人とは税率の面で較差があるのが現状です。活動資金の重要な一つである寄附金も所得税などの課税対象となっています。NPO支援施策に詳しい シーズ［市民活動を支える制度をつくる会］の事務局長、松原明さんに、税制改正に向けた国会の動向などについて報告していただきました。

2001年11月までにNPO法を改正

98年12月にNPO法（特定非営利活動促進法）が施行されてからちょうど２年になりますが、欧米と異なり、わが国では法人格の付与が先行し、税制支援策がまだ確立されていません。98年３月にNPO法が国会で成立した際、附則および附帯決議で、「税制を含むNPO法の改正は2000年11月までに検討をし、その検討の結果に基づいて2001年11月までに措置を講じる」としています。

これは、税制面の支援については、３年以内に何らかの措置をとりましょうということです。

この期限まで残されている時間は約１年で、平成13年１月から６月の通常国会で、改正が審議されることになるでしょう。

目下、論議の主題となっているのはNPO支援税制についてですので、次に税制改正のポイントについて説明しましょう。

透明性のある認定の基準や手続きを

まず第一に「従来の公益法人の税制優遇措置とどれだけ違う新しい仕組みが作れるか」が問題となっています。

寄附が課税逃れに使われるのを防ぐため、国税庁では「公益性が高い」と判断したNPO法人についてのみ適格団体と認定し、優遇税制法人にする方針でいます。しかし、現在の公益法人の税制優遇措置では、その「公益性」の認定は行政の恣意的な判断に委ねられていますが、不透明な基準や手続きで認定が行われているといってもいいでしょう。

今後、市民が自発的にさまざまな社会活動を行っていくとき、行政とは違う価値観やサービス提供の手法を用いていく必要があります。その点で従来と同じような税制支援の認定の仕組みでは、例え制度をつくっても、NPOがかえって活動しにくくなるということになりかねません。

行政が公益性を認定するのではなく、客観的で透明性のある基準や手続きがどうしても不可欠なのです。

法人税の減免も重要課題の一つ

第二のポイントは、「税制支援の目的が、NPOを育てていくこととなっているかどうか」です。

行政側の検討の中で、「高い公益性があれば税制優遇措置の資格を与える」という言い方をしていますが、日本ではまだまだNPOの活動は弱く、高い公益性を担保する厳しい基準を要求されても、多くの団体が実際には基準に該当しないことが多分に予想されます。

市民サイドからは、NPOを育てるという考え方や視点を行政側に持ってもらうことを強く訴えていくことが重要になってきます。

第三のポイントは、「寄附に対する税の減免だけでなく、NPO法人への事業課税に対する税の軽減も実現させていくべきである」ということです。

NPOにとって、収益力を上げて社会貢献のための資金を確保していくことは、不可欠です。NPOが自立して社会活動を展開していくためには、事業活動の重要性は増す一方です。税制での支援は、そのような事業活動を促進するとともに、社会にNPOの事業活動の必要性を理解してもらう一助ともなります。

そのほかにも、地方税や相続税などの減免も訴えていく必要があるでしょう。

理想実現の絶好の機会を生かそう

超党派のNPO議員連盟（会長・加藤紘一）で今、支援税制の議員立法化やNPO法人制度の改革などについて、活発な議論が交わされています。

政府の方では、経済企画庁と大蔵省との間で協議を続けています。

８月の臨時国会の予算委員会で、宮沢大蔵大臣が「NPO法人への寄附金減免について、来年度から実現に入ろうと検討している」という趣旨の発言を行ったことから、まず、寄附金に対する税の減免に関しては実現の可能性が高いと期待されています。

法人税の減免については、加藤紘一NPO議員連盟会長が、「財政当局の厳しい抵抗が予想される」と指摘し、楽観できる状況ではありません。政府における本格的な検討はこれから始まるというのが実情です。

しかし、今回の税制改正・法改正はNPOの望む環境をつくるには絶好の機会でもあります。これからNPO側に求められることは、ただ国会の行方を見守るのではなく、支援税制創設のために積極的に現場の声を上げ、理想とする税制の実現に向けた努力を全国レベルで続けていくことです。

NPO実践講座 Vol.1

市民活動の財政基盤を考える

自主財源と助成団体へのアプローチ

市民活動は、その規模の大小にかかわらず、活動が活発化すればするほど資金が必要となってきます。安定した活動の継続には、安定した財政基盤が不可欠です。そこで、今までの私の経験を基に、市民活動の財政基盤について考えてみたいと思います。

市民活動の原則は、自主財源による運営です。自分たちが出せる、あるいは確実に集められる予算範囲での活動を考えることが大切です。特定非営利活動促進法が施行されて以降、NPO活動の最も肝心な部分を他者に委ねようとする動きが目立つようになりました。しかし、このような考え方では、活動の継続は望めません。

私が理事を務めるNPO法人では、以前から活動の財源を会員の会費で賄っており、現在でも会員の会費と計算できる寄付金の範囲内で活動可能な状況を維持しています。助成金や補助金などの収入は、その活動の幅や深さを広げるためのものという考え方が大切なのです。

次に、どうしても資金が必要な場合の助成団体へのアプローチについて考えてみたいと思います。助成には物資と資金がありますが、このどちらを獲得するためにも必要ないくつかのポイントがあります。

まずは、助成団体がどういう活動内容に助成しようとしているかを知ることです。インターネットや助成団体の情報誌などでこまめに団体の情報をつかみ、自分たちの活動やその目的に一番適しているところに申請書を提出することが重要です。次に、申請書を書く場合は、自分たちの活動内容の点検とその点検に客観性や社会性（時代の流れに対応しているかどうか）を盛り込めているかどうかが問題となります。そうした点を文章で相手に伝えることができれば、助成を受けられる確立はかなり高くなります。また、写真や自分たちの活動が紹介されている新聞記事などを添付すると、一層効果的です。

今後、本当に社会に必要な活動を行おうとする姿勢が、ますます問われるようになっていくと思われます。絶えず、社会情勢やNPOを利用する側のニーズを把握し、活動を展開していくことを心掛けていかなければなりません。

（特）自立生活センター　ハートいしかわ〈金沢市〉
理事　**須戸　哲**（すど　さとし）

INTERVIEW
リーダーズ
VOICE
1

石川県内には数多くのNPOが活動し、その活動趣旨や運営方法は実にさまざまです。当コーナーでは、県内のNPOのリーダーをシリーズでインタビューし、運営上の特色や現状などについて紹介します。第1回目は、バングラデシュ、ネパールの農民や子どもたちの生活向上支援に取り組むNGO、シャプラニール金沢連絡会の鹿野茂利江さんにお話をうかがいました。

「定例会を開き、自分たちに何ができるか考えていくことが課題です」

シャプラニール金沢連絡会◉鹿野　茂利江さん

手工芸品の販売益を支援や運営の資金に

――シャプラニールは、どういう活動をされている組織なんですか。

鹿野　「市民による海外協力」をモットーに、主にバングラデシュ、ネパールの貧しい農民や子どもを支援しているNGO、民間団体です。

――どのくらいの規模の組織なんですか。

鹿野　全国に約3100人の会員がいます。東京の本部のほか、バングラデシュにダッカ事務所、ネパールにカトマンズ事務所、国内29カ所に地域連絡会を持っています。1年間に約100カ所で交流や講演の集いを催すほか、バザーなどを900回近く開き、そこでバングラデシュやネパールから輸入した伝統的な技法を生かした手工芸品や衣料の販売をしています。地方で開かれる国際交流イベントにもよく参加して出店しています。

――販売される手工芸品は、両国の女性たちが作ったものですね。

鹿野　そうです。収益は生産者である彼女たちに還元される一方、子供たちの就学や教育環境の整備などにも使われています。シャプラニールの地域活動の柱は、この手工芸品の販売にありますね。

シャプラニール全国キャラバンの受入れ。
バングラデシュの料理教室を開く。

金沢連絡会独自の会費は徴収せず

――金沢連絡会にはどのくらいのメンバーがいらっしゃるんですか。

鹿野　現在34人です。金沢市をはじめ、加賀市、松任市、羽咋市、石川郡、河北郡、鹿島郡などに会員がいます。

――活動内容は。

鹿野　県内で催される国際交流イベントなどで、いま説明した手工芸品などの販売を行っています。また、シャプラニールでは、バングラデシュやネパールの実情をPRする全国キャラバンも行っています。金沢は早くからキャラバンの受入れをしており、私が連絡会を担当してからは、96年、98年、99年とキャラバンを受け入れることができました。全国キャラバンではバングラデシュやネパールからの現地スタッフによる、母国の窮状を訴える講演会があり、そこで会の趣旨を理解してもらうほか、実際に現地に行ってもらうスタディツアーも実施しています。

――会費はとっていないんですか。

鹿野　金沢連絡会としてはとっていません。個々人で本部に対し年会費を納めています。

――金額は。

鹿野　シャプラニールの個人正会員は年1万2000円、賛助会員は年6000円、法人会員は年3万円となっています。イベントなどには参加できませんが、会費や各種の募金に協力する支援者もいます。

――そうすると、金沢連絡会の運営費はどこから捻出しているんですか。

鹿野　手工芸品の販売収益の2割を連絡会の運営費に当てています。シャプラニールの手工芸品はどなたでも取り寄せることができますので、学校や地域での国際理解の一助にぜひご利用ください。

定例会を開き、勉強や議論、相談の場に

――今、抱えている課題は。

鹿野　バングラデシュやネパールに行ったことのない会員にとって、自分たちの今やっていることが、現地の人たちにどう役立っているのか実感が持てない点ですね。それともう一つ、これからの時代を担う若い人たちに海外協力支援がなぜ必要かを伝え、行動に移してもらうことです。

――金沢連絡会固有の目標は何かありますか。

鹿野　01年から、定例会を開いていけたらなと思っています。今まではイベントのある時にだけ集まるような感じで、メンバーの多くが顔をそろえて議論したり相談しあったりする機会はほとんどありませんでした。日本にいながら、間接的にではありますが、会員それぞれが貧しい国の人々と接点を持つことで、いろんな思いや気付くことがあったと思います。バングラデシュのショミティー（※）のように、皆で集まってそうしたものを発言し聞きあい、一方で自分の足元を見つめ直して、連絡会の活動を向上していけたらと考えています。

――バングラデシュやネパールについての、いい勉強の場にもなりますね。

毎年開かれる金沢市のアジア交流まつりに出店。
バングラデシュ、ネパールの手工芸品やベンガル料理を販売。

鹿野　ええ。そして、他のNGOとも協力しあい、身近な問題にも対応していきたいですね。

――ありがとうございました。

（※）ショミティー
バングラデシュで見られる、貧しい農民20人ほどでつくる相互扶助のグループのこと。定期的に会合を持ち、生活上の問題について話し合ったり、助け合ったりしている。

ネパール
ヒマラヤ山脈の南側、インドと中国にはさまれた国。人口2,113万（1996）。首都カトマンズ。

バングラデシュ
南アジア、インドとミャンマーの間にある、ベンガル湾に臨む国。人口1億2,000万（1996）。首都ダッカ。

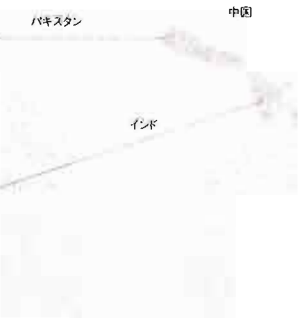

P R O F I L E

鹿野　茂利江さん
（かの　もりえ）

88年からシャプラニール会員。94年にシャプラニール金沢連絡会が設けられ、鹿野さんが96年から連絡会の窓口を務める。夫の仕事の関係で、86年バングラデシュに短期ステイする。70年趣味の登山でネパールに。73年～74年ネパールの山村にその後数度滞在。両国の女性や子どもの生活向上に関心を持ち続けている。

【お問い合わせ】
シャプラニール金沢連絡会　TEL076（242）1272

石川県からのお知らせ

●NPO支援センター基本計画策定会議を設置

県では、「NPO活動の促進に関する基本指針」の中で、情報・交流等の拠点としてのNPO支援センター（仮称）を設置することとしていますが、その機能や事業、運営方法等の基本計画を策定するため、去る10月に「NPO支援センター基本計画策定会議」を設置しました。

平成13年1月までに5回の会議を開催し計画案を策定する方向で、現在会議が進行中です。この会議のメンバーは次のとおりです。

委 員 長　藤田晩男　金沢大学名誉教授
副委員長　中西吉明　石川県県民文化局長

学識経験者	藤田 晩男	金沢大学名誉教授
NPO関係者	須戸 哲	(特定)自立生活センターハートいしかわ理事
	千原 好美	石川県女性問題アドバイザーの会会長
	山内 亘	(特定)起業ネットかなざわ理事長
企業関係者	伊田 知弘	(株)北國銀行営業統括部営業企画課長
団体関係者	濱 博一	石川県地域づくり推進協議会コーディネーター
行政関係者	中西 吉明	石川県県民文化局長
	東 外男	石川県県民文化局次長
	新宅 剛	石川県健康福祉部次長

●第1回NPO活動促進庁内連絡会議を開催

県では、職員のNPOや市民活動に対する理解の向上や協働を全庁的に推進するため、「NPO活動促進庁内連絡会議」を設置し、去る11月29日（水）に第1回の会議を開催しました。

この会議は、県民文化局長を座長に県の各部局の主管課長により構成するもので、今後、ワーキンググループにより職員の意識啓発や事業委託の推進などNPOとの協働のための具体的な方策について検討することを確認したほか、（特定）いしかわ市民活動ネットワーキングセンターの濱　博一理事からNPOと行政の関係について説明をいただきました。

濱氏の理路整然とした説明に、メンバーは改めてNPOや市民活動の重要性を認識したようです。

●NPO法人の認証申請に関する相談

県NPO推進室では、NPO法人の認証申請に関する相談に随時応じています。申請のための手引きも用意してありますので、気軽に相談ください。

なお、相談を希望される場合には事前に電話で連絡をいただくと、担当者の不在や順番待ちがなくなりますので、協力をお願いします。

お問い合わせ先　石川県県民文化局県民交流課NPO推進室
TEL076－223－9113　FAX076－223－9474
担当：東または中村

NPO・ボランティア情報

●「ボランティア交流名簿」及び「ボランティアガイド2000」を配布

（財）石川県県民ボランティアセンターでは、このたび「ボランティア交流名簿」と「ボランティアガイド2000」を作成しました。

「ボランティア交流名簿」は、県内のボランティア団体等のうち、643団体の活動内容や連絡先のほか、今年度は新たに各団体のメッセージを掲載するなど、情報交換やネットワークづくりに一層役立つ内容としています。

また、「ボランティアガイド2000」は、ボランティア活動の啓発や活動上の参考となる資料を掲載しており、日頃の活動の参考にしていただくとともに、講習会等の教材としてご活用いただきたいと思います。

配布は、県庁県民交流課内の事務局で行っています。電話、ファクシミリによる発送依頼も受け付けています。

お問い合わせ先　（財）石川県県民ボランティアセンター
金沢市広坂2丁目1-1 石川県県民文化局県民交流課内
TEL076－223－9113　FAX076－223－9474
担当：押田

●ボランティアに関する講習会等の講師謝金を助成

ボランティア活動の充実や普及を図ることを目的に開催される講習会、研修会、講演会等に係る講師謝金及び旅費を助成しています。

詳細は、次にお問い合わせください。

お問い合わせ先　（財）石川県県民ボランティアセンター
金沢市広坂2丁目1-1 石川県県民文化局県民交流課内
TEL076－223－9113　FAX076－223－9474
担当：佐野

●NPOマネジメント講座（全7回シリーズ）

「NPOマネジメント」とは、非営利活動の経営法ではなく、非営利活動ならではの有効な経営資源の活用法を意味します。当講座では、NPOが持つ7つの経営資源を確認するとともに、環境に適した応用について考察し、参加者はNPO活動の実践者、または理解者として見識を深めます。

日時	〈能登地区〉 ①2月2日(金)②2月8日(木)③2月15日(木)④2月22日(木) ⑤3月1日(木)⑥3月8日(木)⑦3月15日(木) 〈加賀地区〉 ①2月1日(木)②2月9日(金)③2月16日(金)④2月23日(金) ⑤3月2日(金)⑥3月9日(金)⑦3月16日(金) ※いずれも19:00～21:00
会場	〈能登地区〉七尾サンライフプラザ〈加賀地区〉県女性センター
対象	NPO団体、市民活動団体、関心のある一般市民、関係する行政機関
定員	各地区30名　参加料無料
事業内容	第1回「NPO」・NPOって何？（講師／濱博一） 民間非営利組織とは何か。任意組織や、公益法人との違いは？NPOの概論について楽しくわかりやすくお話します。 第2回「財務」・よくわからないNPO経理（講師／[illegible]） 任意組織とNPOの違いのひとつに、経理の公開があります。事業運営で派生する経理事務を日々どのように整理したら良いのでしょうか。今だに不確定要素の多い財務整理について、非営利組織独自の考え方に立って考えます。 第3回「運営」・NPO運営のキーワード（講師／[illegible]） 会社組織とNPOは違います。さまざまに関わってくる人たちと共同作業。組織を運営するには、何が必要なのでしょうか。実践的な経験を通して、組織運営に触れます。 第4回「人間」・NPOのボランティア像（講師／[illegible]） NPO活動がより成果を上げ、その目的を達成するために、ボランティアに望むことは何ですか？そしてボランティアはNPO活動に何を望むのでしょうか。簡単なワークショップも交えてNPO型ボランティア像を考えます。 第5回「会議」・会議の進め方、まとめ方（講師／[illegible]） 忙しいNPO活動にとって、「聞いた」「聞いてない」「いつ誰が決めた」「知らなかった」はよくある話。NPOにとって大事な意思決定の場である「会議」の手法や、「ロバート議事法」についてお話します。 第6回「資金」・有効な資金の集め方（講師／[illegible]） 自発性と自由意思を人財とするのがNPOです。でもその運営にはお金が必要です。非営利を掲げるNPOは、どのように活動資金を集めたらよいのでしょうか。助成金や協賛金などを得るための考え方をお話します。 第7回「事例」・全国のNPOから学ぶ（講師／[illegible]） 地域性、専門生、事業規模などによって、何ひとつ同じNPOは存在しないと言われる程、多様性と独自性を持つのがこの活動です。全国の事例から見える共通課題や、問題解決例から「私たちのNPOマネジメント」を描きましょう。

●応募方法／A4サイズの指定書式にもれなく記入の上、FAX、もしくはメールのいずれかで申し込んでください。
●締め切り／1月25日（木）
●詳細は主催者にご確認ください。

送付先
お問い合わせ先　（特定）いしかわ市民活動ネットワーキングセンター
NPOマネジメント講座企画委員会
金沢市長町1丁目3-38
TEL076－232－6673　FAX076－232－6674
Eメール：j-netc@npo.or.jp

助成金ニュース

平和中島財団　国際交流団体助成
●趣旨／教育・学術の分野における国際交流、特に留学生に対する支援・交流事業等を行っている団体に対して助成する。
●対象分野／1.教育・人材育成に関する国際的なシンポジュウム、研修会で、事業費が1,000万円を超えない比較的小規模なもの。
2.上記（1）以外の本助成の趣旨に基づく事業
（注）国から補助金を受ける事業は、助成の対象から除く。
●助成金／1件につき、50万円以内
●申し込み方法／国際交流団体助成申請書（所定の用紙）返信用封筒（住所、氏名記入、80円切手添付、定型－長3－）
●助成対象者の義務／1.事業報告書の提出　2.会計報告書の提出　3.助成対象事業の実施に際して作成するポスター、開催要項に「平和中島財団協賛」の旨を記載すること。
●締め切り／2001年1月31日（水）（当日消印有効）

送付先
お問い合わせ先　〒107－6033
東京都港区赤坂1－12－32　アーク森ビル33F
平和中島財団　交流団体係
事務局（月～金　10:00～17:00）
TEL03－5570－5261　FAX03－5570－5421

NPO実践講座 Vol.2

NPO法人化のメリット・デメリット

経費や資産、借入金などを個人のものと区別できる

まず、NPO法人には、任意団体と比較して次のようなメリットがあると言えます。

一つ目は、銀行口座が法人名義で開設でき、すべての契約や取引が法人としてできる点。二つ目は、電話の設置をはじめ、事業で使用する車両や備品の支出、資産及び借入金や負債などが個人のものと区分できるので、会員個人の負担が軽くなる点。三つ目は、介護保険の指定事業者となることなど、行政と委託及び受託の関係が結びやすくなる点です。

一方、デメリットは、法人登記や決算及び確定申告をしなければならないため、商法や税に関するある程度の知識が必要で、例えそうした作業を司法書士や税理士に委託しても顧問料などの経費がかかってしまう点や、そのほかにも法人としての継続性や社会性を維持していくために、資金や労働力が常に必要とされる点が挙げられます。

また、有限会社や株式会社、社会福祉法人などとの比較では、次のようなメリット、デメリットが指摘されます。メリットの一つ目は、公益の増進の寄与を法人の目的としてはっきり明示できる点で、二つ目は、NPO法により組織や活動が保護される点、三つ目は当初の資金がなくても志さえあれば、だれでも法人を設立できる点、そして四つ目は、助成団体の助成対象としての資格を得られる点です。

他方、デメリットとしては、非営利活動を目的としていても、全く税の優遇や寄付金控除の特典などをいまだ認められていない点が挙げられ、とりわけ一般の間で「NPO法人は優遇されている」との誤解がまん延しており、なにかと不自由を感じさせられるところです。さらに、法整備が充分でないので、雇用助成金制度などの対象からNPO法人は除外されていて、中小企業向け施策を利用できない点、一般の人の間でNPO法人のことが知られておらず、取引の際に不安視されるところも不利な点です。

以上、ここに挙げたことの多くは、法整備の進展や時間の経過とともにおそらく解消されていくことばかりでしょう。しかし、事業に携わる私たちも、社会から高い評価を受けられるよう、努力していかなければなりません。

NPO法人　三美会〈七尾市〉
事務局長　瀧内　寛満（たきない　ひろみつ）

INFORMATION利用案内

●本誌は6月、9月、12月、3月の年4回発行する予定です。情報掲載希望の方は、おのおの前月の15日までに、事業の概要（企画書、チラシ等）を郵送、ファクシミリ等で石川県県民文化局県民交流課NPO推進室までお送りください（その際には、「いしかわNPOニュース」掲載希望とお書き添えください）。
●ファクシミリの場合は、送信後かならず着信の確認をしてください。
●政治、宗教、営利を目的とする活動は掲載できません。
●誌面の都合により、お寄せいただいた情報を掲載できない場合があります。また、事前に掲載の可否の連絡はいたしませんので、ご了承ください。
●掲載料は無料です。
●送り先：石川県県民文化局県民交流課NPO推進室
TEL 076－223－9113　FAX 076－223－9474
担当／東または中村